

# 二重投稿について

立命館大学 川村貞夫

# 科学研究における健全性の向上について

日本学術会議

文部科学省からの依頼に対する回答 平成27年3月6日

二重投稿の禁止 二重投稿は、 unnecessaryな査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことになり、厳に禁止されるべきである。上記の趣旨に則して、各研究機関及び各学会が刊行する学術誌においては二重投稿に関する規程を定めて公表すべきである。

## 二重投稿の問題

- (1) 査読の時間とエネルギーの浪費
- (2) 業績の水増し 学会分野のミスリード

## 二重投稿の禁止

二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為である。

(中略)学会等の学術集会における発表は研究の途中でも進捗報告として行われることも多い。正式の研究成果発表は、学術誌への論文投稿をもってするという考え方が多くの分野で一般的である。従って二重投稿禁止の観点からしても、学会発表に伴う予稿集論文の発表は、**本論文の学術誌への投稿を妨げるものではないとの認識が一般的である。**

また、博士号請求論文提出の際には、査読付き学術誌への掲載が要件として求められることが多く、学術誌掲載論文から博士号請求論文への転載も認めることが通常である。ただし、収録した転載については、その旨を明記することが求められる。

(中略)各研究機関及び各学会が刊行する学術誌において、上記の趣旨に則した二重投稿に関する規程を定めて公表すべきである。二重投稿については、執筆者はもとより、当該学術誌を刊行する主体である各研究機関及び各学会も適切な管理を行うことが求められる。また、異なる研究機関や学会が刊行する学術誌相互で二重投稿を管理するための措置が必要である。

# 二重投稿に関する規程の一例

日本教育工学会「日本教育工学会 投稿規定(2014.04.01 改定)」  
(中略)

③ 学会の研究会や大会の発表原稿等について上記の①既発表の論文等と②関連する既発表論文等に該当しない場合で、以下の形式で投稿内容の一部あるいは全部が公表され、それらを翻訳・加筆した形で投稿する場合は、**例外として二重投稿にはあたらないが、関係を明らかにするために、その旨を付記すること。**

- (a) 本会や他学会の研究会，大会等の学術講演，国際会議等において配布される論文集(講演論文，研究報告，技術報告，Proceedings 論文など) 等
- (b) 上記(a)に関連するプレプリントサーバ
- (c) 科学研究費補助金の報告書等
- (d) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等
- (e) 特許公開/公告公報等
- (f) 新聞記事等

# 電子情報通信学会基礎・境界ソサイエティ

## 1.2.4 二重投稿の禁止

「1.2.3 著作権の遵守」に抵触していなかったとしても、既発表または投稿中の文献と同一内容（意味的に同一であることを示し、記述言語は問わない）または極めて類似した内容を、同一著者もしくは少なくとも1名を含む著者により本誌に投稿した場合、これを二重投稿と見なし、嚴重に罰する。なお投稿中とは、当該文献の投稿日から掲載日/不採録通知日/投稿取り下げ日までの期間を指す。ただし、当該の文献すべてが以下の(a)-(f)のいずれかに該当する場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

- (a) 特許公開/公告公報等
- (b) 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
- (c) 本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等
- (d) 書籍, 企業の技報等
- (e) 新聞記事等
- (f) 公共性の高いプレプリントサーバ, 著者個人のホームページ等

# 二重投稿の禁止について

## 日本高等教育学会紀要編集委員会

### 2. 二重投稿の例外

(2) 学士・修士・博士論文の一部もしくは全部であり、まだ出版・公表されていない場合。ただし、これらの論文が、所属大学の方針により、大学等の電子リポジトリとして掲載される場合は、公表には含めない。

# 日本動物実験学会

二重投稿の定義1-4):

1)すでに発表したもの、または投稿中の文献と同一内容または極めて類似した内容を、同一著者、もしくは該当論文中の少なくとも1名を含む著者により投稿した場合を二重投稿と見なす。

2)他の雑誌に公表、または投稿中の同一、または極めて類似の実験データ(図、表)注1)などを引用すること無く当該論文中に記載した場合も二重投稿と見なす。

3)該当文献が、以下の(1)、(2)の条件を満たし、かつ、論文中で、脚注や参考文献の形式に則り、適切に引用されている場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

(1)該当文献が以下の「著作権の遵守」に抵触していない

(a)他の著者による既発表の文献と同一内容または極めて類似した内容を投稿してはならない。他の著作物を、その著作権者に無断で転載してはならない。

(b)自らの著作物であっても、本会以外の組織が著作権を有していて、本会に著作権譲渡できないなど、著作権上問題がある場合は投稿してはならない。

(2)該当文献が以下のいずれかであること4)

(a)特許公開/公告公報等

(b)大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等

(d)本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等

(d)企業の技報等

(e)新聞記事等

(f)公共性の高いプレプリントサーバ注2)など



# 日本ロボット学会の課題

(1)「学会誌に掲載される論文は、他の学術刊行物に未発表であること」として、プロシーディング等との差異は明確.

しかし、「学術刊行物」の定義がない. この定義が求められている.

(2)異なる研究機関や学会が刊行する学術誌相互で二重投稿を管理するための措置が必要

日本機械学会 論文誌 英文誌

計測自動制御学会 論文誌 英文誌 との関係